

東京都では ディーゼル車規制を実施しています！！

■規制の内容は？

東京都環境確保条例（略称）で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車（乗用車を除く。）は、**東京都内での走行**が禁止されています（島しょ地域を除く。）。

■どういう車が規制対象なの？

『都内を走行する以下のディーゼル車』です。（登録地は問いません。）

ナンバープレートの分類番号

東京 **100**
あ 〇〇-〇〇

ナンバープレートの分類番号	規制対象車種（用途）	例示（形状）	備考
100 400 600 など	貨物自動車	トラック （キャブオーバー・トラクターなど） バン	◎自家用、事業用の種別を問いません。 ◎小型、普通自動車の種別を問いません。
200 （一部500、700）など	乗合自動車 （乗車定員11人以上）	バス マイクロバス	
800 など	特種用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート・ミキサー車など	◎乗用車タイプをベースにしたものは規制の対象外

※乗用車は、規制対象外。新しい型式（新短期規制以降）のディーゼル車は適合しています。都内走行が可能です。

詳しくは、裏面でチェックしましょう！

■規制対象となる車はどうすればいいの？

- （1）低公害車（EV、ハイブリッド車、CNG車）、ガソリン車や東京都環境確保条例の規制に適合しているディーゼル車などに買い替えてください。
- （2）あるいは、九都県市が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着する必要があります。



九都県市指定
粒子状物質減少装置ステッカー

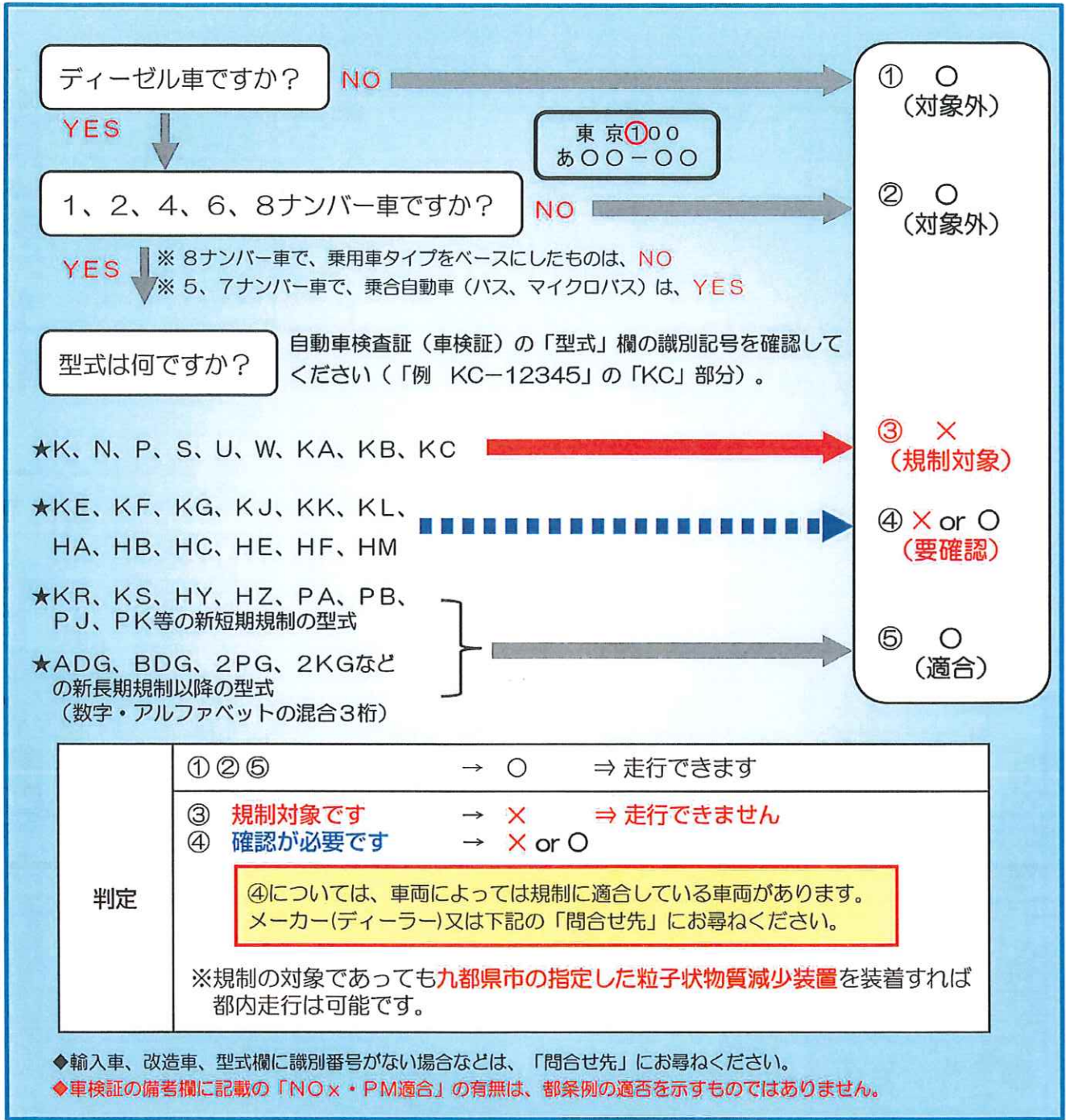
- ・装置を装着した場合は、速やかに登録はがき（装置装着データ）を東京都まで送付してください。
- ・指定装置の装着証明書は、必ず車両に備え付けてください。
- ・指定装置を装着した車両には、九都県市指定粒子状物質減少装置ステッカーを貼ってください。



都は監視カメラで都内走行を確認しています。

◇ 東京都環境確保条例に違反した場合は、運行禁止命令や公表などの行政処分の対象となります。

車検証であなたの車をチェック!



【問合せ先】 東京都環境局環境改善部自動車環境課

- ディーゼル車規制相談窓口 TEL 03-5388-3528 FAX 03-5388-1382
e-mail S0000628@section.metro.tokyo.jp
- 黒煙ストップ110番 TEL 03-5388-3590
- 東京都環境局ホームページ(自動車環境)
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/index.html>

【受付時間】
 祝日等都庁閉庁日を除く
 月曜日から金曜日まで
 9:00 ~ 17:00

◎ディーゼル車規制は、東京都のほか、埼玉県、千葉県及び神奈川県などでも実施しています。

